

研究倫理指針

投稿される論文は研究倫理に関する一般的な要件を遵守するものでなければならない。具体的には、人を対象とする研究について、以下を投稿の条件とする。

1. 早稲田大学に所属する研究者が第一著者として研究倫理審査を要する論文を投稿する場合は、早稲田大学もしくは共同研究者が所属する機関で研究倫理審査を受審していること。
2. 早稲田大学以外の機関に所属する研究者が第一著者として研究倫理審査を要する論文を投稿する場合であって、第一著者が所属する機関が研究倫理に関する審査を実施している場合は、第一著者もしくは共同研究者が所属する機関で研究倫理審査を受審していること。
(2) なお上記 1. および 2. に該当する第一著者あるいは共同研究者が、研究倫理に係わる研究を実施ないし計画していた時点で他の機関に所属していた場合は、その時点での所属機関での受審を認める。
3. 第一著者が所属する機関が研究倫理に関する審査を実施していない場合は、つぎのとおりとする。
 - 3.1 投稿論文が単著の場合あるいは共同研究者が属する機関が研究倫理に関する審査を実施していない場合は、論文の内容に応じ、研究倫理遵守に係わる具体的な方法・手順等が論文に記載されていること。
 - 3.2 共同研究者が属する機関が研究倫理に関する審査を実施している場合は、原則として当該機関で研究倫理審査を受審していること。